

広報たいとう「区民のひろば」掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、台東区(以下「区」という。)が発行する広報たいとうの「区民のひろば」に掲載する「催しもの」及び「会員募集」の掲載に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載できる記事の範囲)

第2条 「区民のひろば」に掲載することができる記事は、原則として、区内在住の個人又は区内で活動している社会教育登録団体、ボランティア団体、サークルなどが主催する活動又は催しもので、区民を対象としているものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、掲載することができない。

- (1) 営利又は売名が目的のもの
- (2) 投稿者が職業として行っているもの
- (3) 特定の政治団体や宗教団体などの活動のもの
- (4) 参加費又は会費が高額なもの
- (5) 「会員募集」については、前回の掲載後6か月が経過していないもの、かつ、活動場所が区民館、生涯学習センター等の区内公共施設でないもの(活動場所については、区長がやむを得ないと認めた場合を除く。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が掲載を不相当と認めたもの

(掲載する記事の優先順位)

第3条 「区民のひろば」に掲載する「催しもの」の記事は、区が共催又は後援するものを優先する。

2 前項の「催しもの」の記事は、前項のほか、次の各号の事項を多く満たすものから掲載するものとする。ただし、同一主催者のもので、過去3か月以内に掲載したものはこの限りでない。

- (1) 内容的に公共性の高いもの
- (2) 参加費又は会費が無料のもの
- (3) 会場が区内のもの
- (4) 区内在住者からの依頼のもの
- (5) 区民生活に有益な内容のもの

3 「会員募集」の記事は、原則として受付順に掲載する。

(広告の取扱い)

第 4 条 第 2 条の規定に該当しない「催しもの」及び「会員募集」又は同条の規定に該当する「催しもの」及び「会員募集」であっても、区長が定める範囲を超えて紙面を割き掲載を希望する場合は、台東区広告事業実施要綱(平成 22 年 10 月 1 日付 22 台総長第 114 号)に基づく広告として取り扱うものとする。

(掲載の申込み)

第 5 条 「区民のひろば」に掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)は、掲載依頼書に原稿等を添えて、原則として、掲載希望号発行日の 2 か月前の末日までに、区長に提出しなければならない。

(掲 載)

第 6 条 区長は、掲載依頼書の提出を受けた場合は、第 2 条及び第 3 条の規定により、掲載の可否を決定する。この場合において、区長は、掲載希望号の変更・原稿内容の編集を行うことができるものとする

2 「区民のひろば」に掲載する者は、必要に応じて、会員名簿及び活動状況についての書類を区長に提出しなければならない。

付 則

この要領は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。